

三陸観光バス運行支援事業Q & A

Q 1 補助対象者はどのような事業者か。

A 1 三陸観光バス運行支援事業費補助金交付要綱において、補助対象者を旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定に基づく登録を受けた旅行者としています。

Q 2 助成対象となる事業はどのようなものか。

A 2 三陸観光バス運行支援事業費補助金交付要綱において、以下の(1)、(2)、(4)または(1)、(3)、(4)を満たす募集型企画旅行又は受注型企画旅行としています。

(1) 岩手県内に営業所を有するバス事業者の車両を使用すること。

(2) 岩手県の三陸地域の宿泊施設に1泊以上すること。

(3) 岩手県の三陸地域以外の宿泊施設に1泊以上すること。

(4) 三陸地域の観光地（観光目的で立ち寄るスポット）、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上を利用すること。

Q 3 修学旅行や学校、企業の宿泊研修は対象となるのか。

A 3 上記の修学旅行等が受注型企画旅行に該当する場合は対象となります。

Q 4 部活動や冠婚葬祭の送迎は対象とならないのか。

A 4 当該補助金の対象を募集型企画旅行又は受注型企画旅行としているため、これらに該当しないものは助成の対象とはなりません。

Q 5 同一日に同一車両が別のツアーに利用されている場合は、助成の対象となるのか。

A 5 今回の助成事業は県内に営業所を有する事業者のバスを利用すること要件としておりますので、同一日の同一車両の運行は問題ありません。

Q 6 岩手県外に本社を置くバス会社は対象とならないのか。

A 6 岩手県内に営業所があれば対象となります。その際、岩手県外で登録された車両を運行しても差し支えありません。

Q 7 補助金はツアー料金に価格転嫁させなければならないのか。

A 7 補助金相当額をツアー料金に反映することは求めておりません。

Q 8 補助金の対象期間はいつまでか。

A 8 令和3年4月1日から令和4年1月31日までに催行するツアー等が対象となります。

Q 9 1事業者の補助金申請上限額は1事業者当たり500,000円とされているが、1事業者とは1営業所を指すのか、それとも1つの会社をさすのか。

A 9 1事業者は1営業所を指します。そのため、同一の会社が支店ごとに申請しても差し支えありません。

Q 10 補助金はどのタイミングで支払われるのか。

A 10 補助金交付決定を受けたツアー終了後、その確認を行った後にお支払いします。

Q11 ツアーの実績が計画を超過（運行バス台数の増）した場合どうなるか。

A11 交付決定額が事業者ごとの補助上限額となるため、実績が計画を超過した場合は、交付決定額をもって補助金を交付します。

Q12 予定しているツアーが補助対象になるか、電話等で問合せし、確認することは可能か。

A12 事業内容について疑義が生じた場合は、県観光・プロモーション室担当までお問い合わせください。

Q13 当該補助制度について、県民にどのように周知を行う予定か。

A13 岩手県商工労働観光部で実施している新型コロナウイルス感染症対応の支援策について、広く周知するため、支援策一覧を岩手県公式ホームページで公開するほか、市町村や関係団体あてお知らせすることとしております。

Q14 当該補助制度は「Go To キャンペーン」との併用は可能か。

A14 三陸観光バス運行支援事業費補助金については、「Go To キャンペーン」をはじめとする他の宿泊助成制度との併用は可能です。ただし、補助事業の中には、他の補助事業との併用を不可としている場合がありますので、詳しくは併用を考えている補助事業の事務局にご確認ください。